

答 申 第 6 2 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申

令和4年7月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関が行った公文書開示決定及び公文書不存在決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和3年9月27日付けで三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号。以下「条例」という。）に基づき行った、「県立図書館長は、予約をかけた者が臨時休館中も貸出せる体制を8月31日限りでやめてしまう、という決定を8月25日に下したが、これを最善の措置であると判断する根拠とした医学的その他のデータ、並びに決定過程が分かるもの」、「その後、8月25日に下した決定を12日まで改めなかった根拠と決定過程が分かるもの」についての開示請求（以下「本請求1」という。）及び11月1日付けで条例に基づき行った、「三図第26号により開示された公文書の作成日もしくは複数の職員の間でこれを共有した最初の日もしくは図書館長による決裁日を証明する文書」についての開示請求（以下「本請求2」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が行った、以下に掲げる公文書開示決定及び公文書不存在決定について、取消しを求めるというものである。

- ・本請求1に対して、実施機関が行った10月11日付け公文書開示決定（以下「本決定1」という。）
- ・本請求2に対して、実施機関が行った11月15日付け公文書不存在決定（以下「本決定2」という。）

3 審査請求の理由

審査請求書、反論書、審査会に提出された意見書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

(1) 本決定1について

令和3年8月25日に館内で協議が行われたとの主張自体は疑う必要はない。しかし、協議の議事を伝える文書作成の過程・真実性には疑念を濃厚に抱かざるを得ない。図書館の本庁所管課である文化振興課とのやり取りの中で、決定過程を文書化したものの存在を出さなかったことは、開示文書（以下「館内協議資料」という。）の作成前に存在していた文書が県民に到底見せられない内容であったからである。8月25日の休館決定に先立ち行った図書館と文化振興課との協議について、電話協議であったからという理由では文書化しない理由にはならないし、歴史に残るようなパンデミック時に、県としてどう対応したのか、それが実際にどれくらい効果があったのかは後に参考となるので、その決定過程がないというのは納得いかず、当然何らかの文書はあって然るべきである。

休館決定過程は、三重県公文書管理規程の例外規定である「事案が軽微なものである場合」に当たる文書とは極めて考え難く、内容の重要性に鑑みれば、文書化されて

いるはずである。

さらに、館内協議資料には作成日の記載がなく、それどころか印刷後に手書きで「R3.8.25 館内協議資料」と書き足されていた。なおかつ、文書のどこにも公文書管理規程が定める記号や番号がなく、公文書ファイル番号や廃棄年度、保存期間も無記入である。公文書ファイル名も「条例・規則」であり、場違いな保存場所である。館内協議資料が公文書と呼べるものではなく、本物の文書と重複させられないため生じたと思えない。

以上のことから、館内協議資料は外向き用の文書であり、館内協議資料の作成前に別途1つ目の文書が存在しており、三図第26号により開示された文書ではなく、開示請求内容に真に該当する本物の文書を開示してほしい。

(2) 本決定2について

実施機関が口頭で作成日、共有日、決裁日を告げていながら、文書でその証明ができないということが不自然である。本決定2の「公文書が存在しない理由」欄にある「それまで協議した内容を後日、当該文書にまとめ、関係職員で共有・確認のうえ承認を得たものであり」は、「その作成日等を証明する文書は作成していない」理由にはならず、これでは実施機関の説明責任が果たせていない。実施機関の何らかの都合で正しい作成日等を隠したいのであろうと推測する。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により本決定は妥当というものである。

(1) 本決定1について

当館では、8月上旬以降、新規感染者数の推移や感染経路不明者の割合のデータ等に注視していたが、同月21日に国に対して「緊急事態宣言」の発令を要請する見込みであるとの情報を把握してから、緊急事態宣言や県の緊急事態措置が発令された際の当館の対応について、館内で協議を重ね、本庁所管課である文化振興課とも情報共有を図ってきた。

当館の対応準備等を優先したため、8月25日の休館決定の段階では資料は準備できていなかったが、後日、それまでの検討内容を館内協議資料としてまとめたところであり、当該資料を請求者が求める対象公文書として特定し、開示を行ったものである。

審査請求人が指摘するように、館内協議資料の作成前にもう1つの協議録が存在していた事実はなく、「三図第26号により開示された文書ではなく、開示請求内容に真に該当する本物の文書」は存在しない。

(2) 本決定2について

館内協議資料は、本県に緊急事態宣言が発令された場合の当館の対応について、日々の新規感染者数の動向に注視しつつ、国に対する緊急事態宣言の発令要請以前から館内で合意を得ながら検討を行ってきた協議内容や結果を後日、担当者が文書にまとめ、関係職員間で共有し、口頭で承認を得たものである。そのため、文書の作成日や複数職員による共有日、館長による決裁日等を証明する文書は存在しない。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列举した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本決定1の妥当性について

審査請求人は、文化振興課とのやりとりや対象公文書の体裁から、館内協議資料は外向き用の文書であり、館内協議資料の作成前に別途1つ目の文書が存在しており、開示請求内容に真に該当する本物の文書を開示してほしいと主張している。また、図書館は県民にとって文化政策の根本的な役割を担っており、県の他の機関に比べて利用する頻度が高く、対象公文書以外の決定過程の文書が存在するのではないかと主張している。

一方、実施機関は、当館の対応準備等を優先したため、8月25日の休館決定の段階では資料は準備できていなかったが、後日、それまでの検討内容を館内協議資料としてまとめたところであり、当該資料を審査請求人が求める対象公文書として特定し、開示を行ったものである。そのため、審査請求人が指摘するように、館内協議資料の作成前にもう1つの協議録が存在していた事実はなく、開示請求内容に真に該当する文書は館内協議資料以外に存在しないと主張する。

この実施機関の説明に特段不自然不合理な点はないことから、当審査会としては、審査請求人が主張する文書は存在しないと判断せざるを得ない。

したがって、実施機関が、「県立図書館長は、予約をかけた者は臨時休館中も貸出せる体制を8月31日限りでやめてしまう、という決定を8月25日に下したが、これを最善の措置であると判断する根拠とした医学的その他のデータ、並びに決定過程が分かるもの」、「その後、8月25日に下した決定を12日まで改めなかった根拠と決定過程が分かるもの」を館内協議資料として特定した本決定1は妥当である。

(3) 本決定2の妥当性について

審査請求人は、実施機関が口頭では作成日、共有日、決裁日も告げていながら、文書でその証明ができないということが不自然であり、実施機関の何らかの都合で正しい作成日等を隠したいのであらうと主張している。

一方、実施機関は、館内協議資料はそれまでの協議過程を後日、担当者がまとめ、

関係職員間で共有し口頭で承認を得たものであるため、証明する文書は存在しないと主張している。

決裁日等を記載した起案文書を作成しなかったという事務処理の適否はともかくとして、口頭により承認を得たため文書では存在しないとする実施機関の説明に特段不自然不合理な点はなく、これらの起案文書が存在することを窺わせるような事情もない以上、当審査会としては、実施機関が当該文書を作成しておらず、存在しないと判断せざるを得ない。

したがって、実施機関が、対象公文書を不存在とした本決定 2 は妥当である。

(4) 結論

よって、主文のとおり答申する。

6 審査会の意見

審査会の判断は上記のとおりであるが、次のとおり、意見を申し述べる。

実施機関は、県立図書館であるという特性を踏まえて、県民への説明責任を十分に果たせるよう、文書作成・管理について適切に対応されたい。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙 1 審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 4 . 2 . 2 2	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 4 . 3 . 1 7	・ 実施機関を經由して審査請求人から反論書の受理
R 4 . 3 . 2 5	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 4 . 5 . 1 9	・ 書面審理 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 審議 (令和 4 年度第 1 回第 1 部会)
R 4 . 5 . 2 4	・ 審査請求人からの意見書の受理
R 4 . 6 . 1 6	・ 審議 (令和 4 年度第 2 回第 1 部会)
R 4 . 7 . 1 5	・ 審議 ・ 答申 (令和 4 年度第 3 回第 1 部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
※会 長 (第一部会部会長)	高 橋 秀 治	三重大学人文学部教授
会長職務代理者 (第二部会部会長)	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
※委 員	内 野 広 大	三重大学人文学部准教授
※委 員	川 本 一 子	弁護士
※委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	小 川 友 香	税理士
委 員	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。